## 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例の制定について

### ◆条例制定の目的・趣旨

高齢化の進展に伴い、今後、認知症高齢者はさらに増加すると見込まれています。

本市においては、これまで草津市認知症施策アクション・プランを策定し「認知症があっても安心して生活できるまちの実現」を目指して取組を進めてきました。

この取組を市域全域に波及させ、認知症があっても、できる限り住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを、全ての主体が相互に連携・協働し、進めていくため、条例を制定するものです。

### ◆条例の制定に向けた検討経過等

令和元年4月 条例についての検討開始

令和元年6月 国の認知症施策推進大綱が発出

> **令和元年7月** 草津市認知症施策推進会議に諮問

(条例に規定すべき事項について)

▶ <u>令和元年8月</u> 認知症に関するアンケート調査の実施 (割知点の大人 家族 - 柳末足のは

(認知症の本人・家族、一般市民向け)

▶ <u>令和元年12月</u> 草津市認知症施策推進会議から答申 (条例に規定すべき事項について)

今和2年 1月~2月 パブリックコメントの実施

今和2年3月 草津市認知症施策推進会議(最終報告)

▶ 令和2年6月 草津市議会に「草津市認知症があっても安心なまちづく

り条例案」の議案提出

▶ 令和2年7月 条例施行(予定)

# 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例(概要)

#### 【目的】

この条例は、認知症があっても安心なまちづくりの基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者、地域組織および関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちを実現することを目的とする。

#### 【基本理念】

市、市民、事業者、地域組織および関係機関は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- ❖ 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域 共生社会および心のバリアフリー社会の実現を目指すこと。
- 参認知症の人がその意思により、その有する力を最大限に活かしながら、安全 安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- ❖ 各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること。

